

特定技能1号・2号試験(外食業分野、飲食料品製造業分野)の企業申込みの概要

企業申込を利用できる企業：外食業または飲食料品製造業を営んでいる企業であって、特定技能資格外国人材を直接雇用する企業

注：登録支援機関、行政書士等は、企業申込を利用する企業からの依頼を受けて手続き代行することは可能ですが、登録支援機関名で企業マイページを登録することはできません。
申請代行の場合でも、申請内容に虚偽申請があった場合、依頼元の企業の企業申込が利用停止となります。

Ver2604

企業の区分	企業マイページ登録		企業マイページからの受験希望者登録の可否と 必要書類（ ）内			登録料・利用料		備考
	登録時に必要な 同意事項	登録審査	社員として雇用中の 外国人	アルバイトとして 臨時雇用中の外国人	アルバイトも含め 雇用関係がない外国人	登録料 ¥5,500(税込) ・C区分企業のみ登録時 のみに必要 ※登録料入金後の返金には応じ られません。	利用料 企業マイページで、受験者を新規 に登録する際に一人1,100円(税 込)(但し、マイページ登録1企 業あたりの年間累計利用料の上 限額22,000円税込) ※利用料入金後の返金には応じ られません。	
			他在留資格から特定技能へ の在留資格の変更を条件に 継続雇用される人	特定技能試験合格を条件に 採用が内定している人	特定技能試験合格を条 件に採用が内定している 人			
			(パスポートと在留カードの写真(ファイル形式：PDF,JPG,JPEG,PIN))					
A：OTAFF賛助会 員である企業（注 1）	虚偽申込を行った場 合は利用停止等	迅速に登録可能 随時登録申請可能	○ (雇用保険被雇用保険資格 取得等確認通知書の写し)	○ (内定通知書等)(注5)	○ (内定通知書等)(注5)	不要	不要	※賛助会員の 入会金、年会費 ・入会金10万円 ・年会費 6万円
B：OTAFF会員か らの推薦状がある企 業 (注2)	同上	同上	同上	○ (内定通知書)	○ (内定通知書)	不要	必要 (注7・8)	
C：A、Bどちらに も該当しない企業	同上 + OTAFFが依頼する調 査会社による調査が ある場合の協力 (注3)	審査に一定の日数を 要するが随時登録申 請可能（注4）	同上	○ (内定通知書及び賃金台帳) ※賃金台帳は直近1ヶ月以上のもの	× 登録できません	必要 (注6・8)	必要 (注7・8)	

(注1) OTAFF賛助会員（OTAFFの目的に賛同し、OTAFFの事業に協力する企業・団体）のうち、「外食業または飲食料品製造業を営んでいる」ことが確認済である企業。賛助会員になるにはOTAFFの理事会承認が必要な為、必要書類提出後3週間～4週間程度時間を頂戴します。入会をご希望の場合はOTAFF事務局までご連絡下さい。申込書は、OTAFF公式サイトから入手可能。https://otaff.or.jp/admission/

(注2) OTAFF正会員（団体）の会員企業(孫会員含む)であって、「外食業または飲食料品製造業を営んでおり、雇用内定等外国人材に受験機会を確実に確保するという手続の趣旨を理解している企業」としてOTAFF正会員(団体)から推薦のあった企業

(注3) 外食業または飲食料品製造業を営み、特定技能外国人を直接雇用していることに関し、OTAFFが依頼する調査会社による調査がある場合は、調査に協力することへの同意

(注4) 登録内容の確認の状況によっては個別審査を行うので、審査に5営業日程度の期間が必要な場合があります。

(注5) 企業（またはグループ企業）における募集から採用に至る手続きの都合により、受験希望者登録の時点で内定通知書を添付できない場合は、受験希望者登録に先立ち、同手続きの流れを確認できる情報(フロー図等)をOTAFFに事前に提供の上、OTAFFが内定通知書と同趣旨と認める場合は、内定通知書に代えて、特定技能試験合格後に採用内定予定であることを証する書面を添付することで受験希望者登録が可能。

(注6) 登録料は、登録審査手数料及び登録のためのシステム利用料等であり、入金後の返金には応じられません。※1：年度の途中でもCの企業が登録料入金後に、「企業の区分」AまたはBの要件を満たして、AまたはBに変更することは可能ですが、その場合も入金後の登録料の返金には応じられません。※2：2026年2月28日までに申請されたC区分企業は旧運用ルール（2025年度まで適用）に基づき2号のみご利用の申請があった企業に限り登録料は免除の対象となります。なお、3月1日以降申請があったC企業は新制度の基準に応じて初年度のみ¥5500の登録料が発生します。

(注7) 2025年11月1日以降、新規に企業マイページを登録申請し、2026年の試験を対象とした受験者登録を申請された企業は、A区分企業を除く利用料に関しては改定後の料金（課金）体系が適用されます。新規受験者登録一人あたり¥1100が利用料として請求されます。

(注8) グループ管理及び事業所管理、枝番管理をされている企業については、登録状況に応じて異なりますので[こちら](#)ご確認ください。